

4月20日 大阪府教育委員会「府立支援学校施設整備基本方針」発表

「知的障がい支援学校の今後の児童生徒数の増加への対応」のみを明記 「学校の適正配置」「盲・聾・知・肢・病など障害種別ごと」

および「現在の過大・過密解消」の方針が欠落！

大阪府教育委員会支援教育課（以下、府教委）は、4月20日に「府立支援学校施設整備基本方針」（以下、「基本方針」）を府教委ホームページに掲載しました。これは、府教委が昨年度の秋頃に中間報告をおこなった、3月までに策定するとしていたものです。その内容は「知的障がい支援学校の今後の児童生徒数の増加への対応」のみを明記し、障害児学校の適正配置の観点や盲・聾・知的・肢体・病弱の各障害に対応する学校の施設整備方針および現在の「過大・過密」解消の方針が欠落していることは重大です。

1. 基本方針策定の趣旨

「在籍児童生徒数が増加していることへの対応や卒業後の社会的自立の推進のための教育環境の充実が喫緊の課題」とし、「これらの課題に適切に対応するため、今後の府立支援学校の施設整備の基本方針を策定する」としています。

2. 基本方針の期間など

2009年度から10年間を見通しつつ、「今後5年間の取組」を示すとし、その具体化は「毎年度の予算審議を経て」、5年間のとりくみ状況も踏まえて、「5年後に基本方針を見直す」としています。

3. 全体の構成

「府立支援学校の現状と課題」、「課題への対応」、「今後の施設整備」から構成され、「今後の施設整備」の中に、今後5年間の整備方針として、（1）施設整備の基本的考え方、（2）校地校舎の整備の考え方、（3）地域別整備方針が記載されています。今後5年間の整備方針は、これまで府教委が府障教に説明してきた内容を文章にしたものであり、時に目新しいものはありません。

（1）施設整備の基本的考え方

府教委が実施した「児童生徒数の将来推計」から、府内すべての地域で児童生徒数の増加を見込み、「平成25年度までに府内4地域においてそれぞれ1校ずつ、小・中・高タイプ支援学校の整備に着手する」「たまたがわタイプ高等支援学校について、府内の地域バランスを考慮しながら、小・中・高タイプ支援学校との併設を基本に、当面1校を増設する」としています。

（2）校地校舎の整備の考え方

閉校した府立高校を
改修して「活用」する場合

府立高校の校舎を「活用」するため、既存の校舎を、高等部で活用することを基本としつつ、新たに小学部の校舎を新設するとしています。また、プールについては、「深い」ため、その「活用」については、「十分な検討が必要」とし、体育館については、「たまたがわタイプ高等支援学校を併設する場合は、児童生徒が多数になるため、「工夫しながら活用」としています。

新築する場合

教育課程に応じた特別教室の確保や、適切な運動場・屋内運動場の面積、小学部・中学部・高等部のエリア分けや、それぞれの学部に必要な設備についても、「十分な検討が必要」としています。

また、
、
について、文科省が示している「特別支援学校施設整備指針も参考にしながらすすめていく」としています。

（3）地域別整備方針

豊能・三島地域については、新たに2012年度の開校を目指すことが明記されました。その他には、府内4地域に仮校舎を2010年度からスタートし、通学パスの運行、学校給食の提供を行うこと、2010年度から泉北高等支援学校と堺支援学校高等部生活課程の通学区域調整をおこなうことが明記されています。

4. 今後について

府教委の「基本方針」に「新校建設」を明記させたのは、府障教をはじめとする運動が切りひらいた重要な到達点です。しかし、今回の「基本方針」は、冒頭に明記したように障害児学校の適正配置の観点や盲・聾・知的・肢体・病弱の各障害に対応する学校の施設整備方針および現在の「過大・過密」解消の方針が欠落し、大変十分なものと指摘せざるを得ません。本来であれば、すべての障害種別ごとに学校施設等の現状と課題を明記し、それへの対応方針を明記すべきです。また、大阪の「特別支援学校」には普通教室および特別教室をいかなる基準で整備するのか、教室以外にも厨房、保健室、地域に開かれた相談室、プール、運動場、屋内運動場、訓練室、トイレなどの設置基準も明記すべきです。そして、現在の劣悪な教育環境をいかにして改善していくのかも合わせて明記する必要があるのではないのでしょうか。

府障教では、「基本方針」に対する「見解」を発表します。当面、各分会では次のことにとりくみましょう。

（1）校長に、職員会議等で「基本方針」の説明を求めます。

（2）「基本方針」全般について職員会議分掌会議、学年会等で批判的検討を加えます。

（3）大阪の障害児教育をよくする会が考える「大阪の障害児教育をよくする学校施設整備基本方針（仮称）」を作成します。各分会で「基本方針」を学習し、批判的検討を加えます。

各分会、地域よくする会を中心に、「地域別障害児教育をよくする学校施設整備基本方針」（仮称）を作成します。各地域のプランをもちより、地域別検討委員会を検討を加え、「大阪の障害児教育をよくする学校施設整備基本方針（仮称）」を作成します。